

ご家族の皆様

『東京アラート』発動時の対応について

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除され、ご家族のご面会等を再開したところでしたが、6月2日に『東京アラート』が発動される事態となりましたので、対応を変更させていただきます。

①ご家族の面会は中止させていただきます。

ご面会はオンライン面会のみとなります。

オンライン面会ご希望の方は相談員高橋までご相談下さい。

(以下は緊急事態宣言解除後の対応のままです)

②理美容を一部再開します。

緊急事態宣言下で外部の出入りを中止していた関係で理美容の方にもお休みをして頂いていました。しかし、ご利用者の方々の髪がかなり伸びてきている状況もあり、6月より一部理美容を再開していきます(一度のカットに人数制限をするため、選出は髪の伸び具合で優先順位を付ける必要があるため職員の方で行わせて頂きます)。こちらも1階ホール(誘導は職員対応)で行います。

③ボランティア等の外部の方の出入りは、6月は引き続き中止とさせて頂き、6月の状況を見ながら7月以降考えていきたいと思っております。

④職員の検温や手洗い、うがい、手指消毒、マスク着用は解除後も継続して参ります。

毎年開催していました「駒場さんさん祭り」ですが、今年は残念ながら中止とさせていただきます。敬老会も含めて、一箇所に全利用者が集まるようなイベントは今年度は行わず、やり方を工夫しリスクの少ないかたちでお楽しみいただける企画を考えていきますので、合わせてご理解のほどよろしくお願い致します。

新型コロナウイルスは完全に消滅する事はないと言われております。介護業界でも新しい行事のあり方、運営方法を考えていかないといけない転換期に来ているのかもしれませんが、今までの生活と違うことでご不便かけてしまう事もあるかもしれませんが、そのような中でもご利用者の方々の生活がより良くなるよう試行錯誤して参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

令和2年6月3日

駒場苑 施設長

坂野悠己